

(公社) 大分県人権・部落差別解消教育研究協議会
しきかく学習カラーメイト

少数色覚への誤解や偏見をなくすための教育の推進について

貴職におかれましてはますますご健勝のことと拝察いたします。

大分県人権・部落差別解消教育研究協議会と(大分県内に中心地を置く教員や元教員等の集まりである)しきかく学習カラーメイトでは、2017(平成29)年以降、全国人権教育研究協議会から貴省へ人権教育の推進に関する要請に合わせて、毎年、少数色覚者を巡る人権問題の解決のための要望・提言を行ってきました。

少数色覚 ヒトの色覚の違いを、日本遺伝学会等は「異常・正常」ととらえるべきではないとして「色覚多様性」という表現を提唱し、その遺伝法則の名称も、「劣性・優性(遺伝)」を「潜性・顕性」と教科書記述も改められたところ。わたしたちは、色覚の違いは、単なるその存在する割合の違いだととらえ「少数色覚(者)・多数色覚(者)」という表現を使用しています。

歴史的経緯を振り返れば、1995(平成7)年の学校保健法改正で、色覚検査は小学校4年のみの実施となり(それまで全学年で行うよう義務化されていた)「授業に差し支えるか否かを調べるのであって、先天異常を選び出すものではない」と目的変更され、「学習に支障のない軽度の異常については異常と見なすべきではない」とも説明されました。

2001年厚生労働省が「雇入時健康診断の必須項目から色覚検査を廃止」したのに続き、貴省は「色覚異常についての理解が進み、色覚検査で異常と判別される児童生徒でも、大半は学校生活に支障はないという認識のもと」2003年から学校健康診断の必須項目から色覚検査を廃止しました。

それが、2014年「特に、児童生徒等が自身の色覚の特性を知らないまま不利益を受けることがないように、保健調査に色覚に関する項目を新たに追加するなど、より積極的に保護者等への周知を図る必要があること(26文科ス第96号,2014.4.30)」として、2016年4月1日に施行された学校保健安全法施行規則の一部改正に伴って示された留意事項を、各教委は強い指導と受け取り、各学校現場は混乱しました。「2002年改定の一律色覚検査廃止の法」と矛盾した指導が行われ、現在も全国各地で**色盲検査**推奨が続いています。

色盲検査 鉄道の発達とともに「信号の色が見分けられない人」を Color-blindness(日本語訳「色盲」と称されるようになった。その色盲を抜き出すのが色盲検査だ。近年は「色覚検査」と称するが、2016年度から始められた検査は、職業からの排除を進める検査となっており、実質「色盲検査」となっているため、この用語を使用しています。

大分県人教では、2016年以来、**学校色盲検査**の実態及びその影響・課題を把握するため毎年全小・中・高等学校にアンケート調査を行っています。それをもとに、本要請の場において課題提起を行ってきました。2016年度、ある養護教員がアンケートの回答の最後にこう記していました(2017年本要請の場で報告)。

再検査をするように伝えた生徒のうち1名は「以前から感じていたが、現実を突きつけられた感じがした」とかなりショックを受けていた。結果が出た後の指導が大切と感じた。また、1名は、これまで異常を全く感じてなくて再検査で医師から結果を言われ、本人・保護者共にショックを受けてこちらも胸が痛んだ。生活に支障はないので、前向きに考えて生活すると聞いて少し安心した。

2019年、「検査のまえによむ色覚の本（後述）」完成発表会に来場した保護者は感想メモを次のように残しています。

子ども(小学生)が少数者です。
今までっらいことがとても多かったですが(私自身)
今日の会に参加する機会ができて良かったです。
これから子ども達のために学校の先生の理解が
もっともっと深まるといいなと思います。

昨日の新聞で今日の講演会を知りました。
娘の理解が深まり、親との理解も深まり、
娘の心に届きました。ありがとうございました。
ありがとうございました。

ありがとうございました。

< 貴省発刊の「色覚に関する指導の資料」について >

Ⅲ. 進路指導のあり方

進路指導の基本は、すべての児童生徒が、自らの生き方を考え、自己の能力や適性を正しく理解し、自分に適した進路を主体的に選択できるようにすることが重要です。加えて、将来への生き方や進路の設計を明確に描くことができるようにすることが大切です。

1. 職業選択についての相談

色覚異常を本人の一つの特性と考え、いたづらに職業の選択を狭めることがないよう指導します。

同一企業でも多くの職種があり、色を扱う職業といっても多種多様です。個人の特性と職業適性との関係は一概にはいえません。色覚異常にも、かなりの個人差があり、他の要因も複雑に関係し、一つ一つの職業について個人の向き・不向きを明確にすることはできません。

色覚異常がハンディになりうる職種を希望する場合は、正確な資料に基づいた情報を提供します。

色覚検査で異常と判定される者であっても、大半は支障なく業務を行うことが可能であることなどから、平成13年7月に厚生労働省から通達が出され、事業者の色覚異常に対する正しい理解の促進が図られています。

色覚の異常がハンディになりうる職種としては、印刷、塗装、染色、カラーコーデイナー、野菜や魚の鮮度の判定など微妙な色の判別が要求されるであろう職種が考えられます。

しかし、人間の感覚に頼っていたものが、機械による測定も可能となったものもあることなどにも留意して、正確な資料に基づいた情報を提供し、職業選択に役立てるようすることが大切です。

色覚により制限される資格があります。

現在、職業選択において、色覚により制限される資格もありますが、制限には地域差があり、制限の見直しが行われていることもありますので、希望の職種については、その都度、本人に確認させることが必要です。

現在の少数色覚にかかわる人権問題は、正しい理解不足に起因しているものがほとんどです。

まず最初に検査を受け、「異常」と判定される児童生徒にのみ「自身の色覚が『異常』であることを自覚させ、将来出会うであろう『職業制限』を告げる」という方法は、本人や保護者の希望ではなく絶望につながります。

それではいけないことが 2002年に貴省が全国の小中高に配付した「色覚に関する指導の資料」から分かります。特に p.11 に示された進路指導のあり方と対処方法(左)こそ、全ての教職員が理解すべきであり、それが前述の少数色覚者差別や保護者の悲しみをなくす第

一步となるはずです。

しかし残念ながら、配付から 20 年以上を経て、現在この「資料」の存在を知る教員もほとんどなく、その趣旨は忘れ去られています。若い養護教員は「同資料」を見たこともないのです。

● 私たちは、**検査を受ける(受けさせる)前に、色覚多様性 及び 現在残されている不合理な職業制限などの差別は許さないという学習をする必要がある**と断言します。

● また、**色覚検査とはどういうものか、何がわかる検査なのか**を検査の前に知らせること、**少数色覚者を「異常」ととらえることはまちがいだ**と現在考えられていること。**少数派と多数派がともにどのような手立てで、その間にある壁をなくしていくかを考える**ことの大切さなども学ぶ必要があると断言します。

不適当な職業を知らせることが必要であれば、少数色覚の児童生徒だけに告げるのではなく、堂々と教科書やパンフレットなどで全ての子どもたち・保護者に告げるべきでしょう。学校の図書館には進路の本がたくさん置かれていますが、その中に「色覚異常だと〇〇になれない」などの記述は一切ありません。少数色覚だけでなく「ハンディキャップやマイノリティなど」についても当然記述はありません。なぜなら、それが差別を生むことにつながるため掲載すべきではないと出版社や執筆者側も十分知っているからです。

<私たちの願いと取り組み> (2021 年本要請の場合でも報告・提起)

こうした状況を踏まえ、わたしたちは教職員が学習できる教材等を自費出版し、活用を促しています。

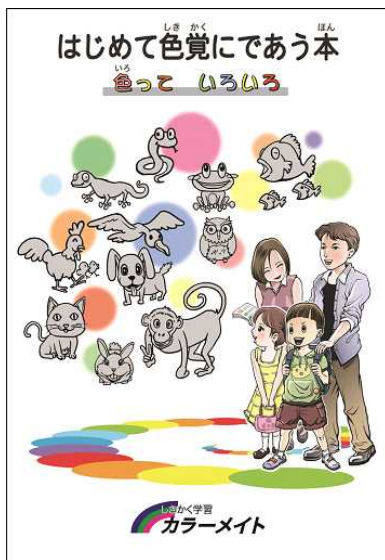
何よりも正しく学習する場が必要だと考えたからです。

少数色覚の子どもたちの「自分の色覚との初めての出会い」が『色覚異常』であり、将来●●になれない」という場合は、教育的な配慮がされているとは断じて言えません。

検査を受けるならば、どんな検査で何が分かる検査か、検査する目的は何かを知らせる医学でいうインフォームドコンセントが最初になされるべきです。それを抜きにしている「世界中で日本だけが行っている**学校色盲検査**」は、問題だと考えます。

しかし日本には、医学書はあるものの、子どもや保護者が読める学習資料は、当時見当たりませんでした。そこで、私たち（教員や元教員の集まり）は、教材づくりを行ってきました。

2016 年から 5 年間で、ようやく小学校 1 年生から高校 3 年生までが学べる教材を作ることができました。全国いくつもの県で、毎年、下記の教材を使って色覚問題を学習している学校もあります。



2017年刊 マンガ「はじめて色覚にであう本」
 (小学校4年生から) 及び「同書活用の手引き」

色覚研究者・医師らの監修のもと、1時間(校時)を使った授業で学ぶのではなく、(最も多く検査が行われている)小学校4年生が10分程度で読めるストーリーマンガ。

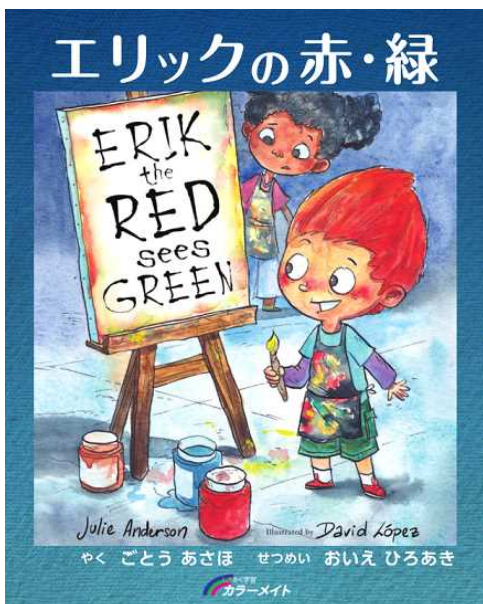
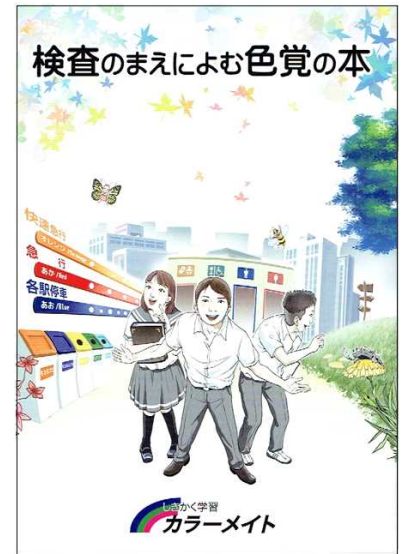
図版や写真をカラーで挿入し、色覚多様性を体感して理解できる。
 巻末に保護者向けの「おうちのかたへ」を掲載
 B5・12P 集団読書可

2019年刊 マンガ「検査のまえによむ色覚の本」
 (高校生・中学生向け) 及び「同書活用の手引き」

進路を決める時期の高校生が主人公。
 進路や職業制限などをどうとらえ希望する道を選ぶか、
 また公正な採用選考についてを学ぶもの。

色覚多様性の説明もカラーで掲載。 B5・16P 集団読書可

★「少数色覚児童生徒の進路指導はどう進めればよいか」について
 Youtube 動画をアップしています。「ch カラーメイト」で検索し、ぜひ
 ご覧下さい。貴省や厚労省の指導とあわせて説明しています。



2021年 絵本「エリックの赤・緑」(小学校1年生から)
 原作絵本“ERIK the RED sees GREEN : A Story about Color Blindness”

少数色覚のエリックは、色まちがいなど失敗をくりかえし、「あなたカラーブラインドね」と友だちに指摘されます。医師に診てもらったエリックはクラスメイトに「ちょっと変わった色覚」だと説明します。そして、医師に教わった「少数色覚のエリックが多数色覚の色彩世界でうまく生活するためのいい方法」を友だちや先生、家族と実行していきます。

色覚の違いについての対処が、日本とアメリカで大きくちがうことがわかります。

巻末に保護者等への説明「色と色の感じ方のちがいは」 附録

★本書の翻訳「ごとうあさほ」は、現貴省初等中等教育局健康教育・食育課 保健指導係の後藤です。
 ここに示したマンガ教材制作からともに活動しており、色覚問題をふまえた視点で、昨年アメリカで評価の高いこの絵本の翻訳をしました。多くの読者を得ています。

以上をふまえ、人権問題として色覚問題を正しく理解する教育を進めるための提言・要望をします。

記

1 2002年貴省が発刊した「色覚に関する指導の資料」を再度学校現場に配布されたい

まず、すべての教職員が同資料の内容を知ることから始めるべきです。

現在の制度はこの指導の資料に従って行われるべきと考えます。

学校現場では20年前のこの資料の存在を知る人はほとんどいません。再度発刊し配付いただきたい。

現在大阪府のホームページからダウンロードできますが、「本ホームページに掲載の文・写真などは文部科学省に許可を得て掲載しています。また、一切の無断転載をお断りします。」と周知を制限する記載があります。しかし、この内容は広く知らしめるべきであり、それは少数色覚の家族を有する保護者等にも伝えられるべきです。

貴省より、再度「資料」を配付・周知し、全教職員・教育関係者が基本認識を持つことができるよう指導していただきたい。

予算の問題があれば、大阪府のように貴省や各教育委員会のホームページから pdf をダウンロードできるようにし、研修の必要性を周知されたい。

2 色覚多様性及び人権尊重という視点を入れた学習資料を作成されたい

現在、学校保健会ポータルサイトよりダウンロード配付されている「学校における色覚に関する資料」に掲載されている「色覚による制限が設けられている主な資格」により「おそらくなれないと思う職業」「制限されるだろう職業」を、色覚異常と判定された少数色覚者に伝えている状況があります。

しかしこれは、厚生労働省の「公正な採用選考」の指導と相反するものです。いまだ少数色覚を「身体的異常」ととらえ資格取得や就労を拒否する職(事業所)があり、拒否の根拠を明確にしない不当な制限も残されています。そうした中、曖昧な職業制限を児童生徒に伝えることは憲法が保障した職業選択の自由を脅かす憲法違反を教員や医師が行っていることとなります。

これが現在残された色覚問題(色覚にかかわる人権問題)の最たるものです。

それをなくしていくためには、「色覚の違い」を単に「医学的説明」の学習ではなく、「人権課題の一つ」として学習していく教材・資料が必要です。

性的少数者や元ハンセン病患者等と同じくマイノリティである少数色覚者が、マジョリティである多数色覚者の感じ方が中心となっている世界でどのように「同等の権利を有する者」としての立場を確立していくかを、多数派とともに学ぶ必要があるのです。

誤った認識が浸透している我が国において、そうした視点の学習資料を一日も早く、国の主導で作成されることを要望します。

いわゆる「色覚検査の推奨」が始まり、私たちがこの要請の場で、提起やお願いをしてきて今年で5年目になります(1990年代を除く)。しかし、残念ながらその実現事項は今まで一つもありません。

私たちへ連絡してくる方々は、全国あちこちで、理解されずつらい思いをする「差別を受ける少数色覚の子ども」とショックを受けたり嘆き悲しみ悩む保護者で、今も次々にそうした親子が生み出されています。

10月初旬には、ある母親から「3歳の息子が少数色覚者の可能性が高く、このサイトに辿り着きました。学べる機会が少ないのでとても心強いです。ありがとうございます。」のメッセージが付けられた本の注文がありました。耳を傾けないと聞こえてこない心の叫びが聞こえてきます。

何とぞ、「色覚に関する指導の資料」配付と、人権問題として色覚問題を学ぶ場の設定や資料作成をしていただけますようお願い申し上げます。

しきかく学習カラーメイト おいえ 代表 尾家 宏昭	
https://color-mate.net/  info@color-mate.net	

付記 本年10月14日、福岡県久留米市で開催された「なるほど人権セミナー」で尾家が講演した内容を主催者が11月4日17時までの限定公開でYoutube配信しています。

ぜひご視聴下さい。 https://www.youtube.com/watch?v=T_qAFmh2LNg&t=10s